

# 子供の権利擁護に関する国の動向

## 平成28年児童福祉法等一部改正

- ▶ 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化
- ▶ 自治体が設置する児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護に関する諸規定の整備

## 平成29年 8月 「新しい社会的養育ビジョン」

- ▶ 平成28年改正法の理念を具体化。子どもの権利擁護のために、早急に児童福祉審議会による権利擁護の在り方を示し、3年を目途にその体制を全国的に整備することに言及
- ▶ 都道府県は、本ビジョンに基づき「都道府県社会的養育推進計画」を全面的な見直しを実施

## 平成31年 3月 「児童福祉審議会を活用した子ども権利擁護対応ガイドライン」

- ▶ 子どもの権利擁護に新たに取り組む自治体が、児童福祉審議会を活用する場合において、都道府県等が取り組むべき体制整備、運用の指針を提示したもの
- ▶ 子どもが意見を申し立てる環境整備や、子どもの権利侵害の問題の調査や調整を行う取組等を例示するとともに、児童相談所の措置等に関する不服そのものを申し立てとして扱うことを明記

## 令和元年児童福祉法等一部改正

- ▶ 附則第7条第4項において、子どもの意見を聴く機会の確保、意見表明支援の仕組みの構築、権利擁護の仕組み等が改めて検討事項として明記
- ▶ 法律施行後二年を目途に必要な措置を講ずべき旨を規定

## 令和2年 3月 「アドボカシーに関するガイドライン」

- ▶ 都道府県等が意見形成支援・意見表明支援の仕組みを整備する際の参考となるようにまとめられたガイドライン
- ▶ 独立（専門）アドボカシーに焦点を当てており、その中でも特にアウトリーチを実施する前提で、意見表明支援員に求められる要件や実践内容等を例示

## 令和3年 5月 子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ

- ▶ 子どもの権利擁護に関する国内外事例収集や課題の検討等を行うこと目的して「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」を設置（令和元年6月）
- ▶ 児童相談所が措置を行う場合には、あらかじめ子供の意見を聴取すべきこと、都道府県は意見表明を支援する者の配置等の環境整備を行うことにつき努力義務を課すよう児童福祉法に規定すべき等の内容を取りまとめ